

第1条 (目的)

本約款は、株式会社 税務研究会 (以下『当社』という。) が、税理士懇話会会員 (以下『会員』という。) にサービスを提供するにあたり、基本的な事項を定めたものです。

第2条 (定義)

1. 本約款において、『会員』とは、税理士懇話会・資産税研究会・法人税務研究会に登録された税理士個人をいい、本約款に同意のうえ、当社が指定する手続きによって入会申込みを行い、当社がその申込みを承諾することにより、当社との間で会員契約を締結した方をいいます。
2. 本約款において、『サービス』とは、税理士懇話会で提供する事例照会制度・資料サービス・事例検討会の開催等の商品をいい、以下特に指定する場合を除き、税理士懇話会に含まれる全てのサービスを指します。

第3条 (約款の明示と改定)

1. 当社は、本約款の内容をホームページ等を利用し明示します。
2. 当社は、適宜本約款を変更することができるものとします。
3. 当社が本約款を改定する場合、適用日以前に、改定する事項をホームページ等を利用し告知します。

第4条 (サービス内容)

1. 事例照会
 - (1) 日本国内の国税及び会社法 (会計分野のみ) について、当社顧問が私見によりアドバイスを行うサービスです。税制に関する抽象的な質問には回答致しかねます。また、申告書・決算書・各種書式等の記載指導、チェック等も致しかねます。
 - (2) 資産税研究会会員は、資産税 (相続税・贈与税・譲渡所得) についてのみ照会をすることができるものとし、法人税務研究会会員は、資産税以外の税法及び会社法 (会計分野に限る) について照会をすることができるものとします。また、税理士懇話会会員は、資産税研究会と法人税務研究会のサービスを合わせたものとします。
 - (3) 原則、事例をお預かりした翌営業日から起算して3～5営業日程度で報告致します。ただし、第4条 (4)～(6) に該当する場合はその限りではありません。
 - (4) 一会員から同時期に複数件の事例が寄せられた場合、1週に1件程度の報告と致します。
 - (5) ひとつの照会文章のなかに、複数の案件が記載されている場合や、多岐にわたる税目について照会されている場合は、通常より報告までに時間を要します。
 - (6) 回答者の指名は原則受け付けます。ただし、回答者を指名される場合、報告までに通常より時間を要することになります。
 - (7) 同じ事例について複数の顧問による検討は原則受け付けません。また、再質問については、当初回答した顧問に再度検討を依頼することを前提としております。
2. 資料サービス
 - (1) 上場株価情報 (国内上場株式、投資信託 (基準価額のみ) について) お調べ致します。
ただし、国内上場以外の銘柄は回答致しかねます。
 - (2) ゴルフ会員権相場情報についてお調べ致します。
ただし、1年以上前の情報や、リゾート会員権・海外のゴルフ場等は、回答致しかねます。
 - (3) 裁決・税務判決事例についてお調べ致します。
ただし、公表されていないものについてはお調べできません。
3. 定例研修会 (事例検討会)
資産税事例検討会・法人税事例検討会共に当社支所所在地で、原則年2回ずつ開催致します。なお、法人税事例検討会に代えて消費税事例検討会を開催することがあります。
会員事務所所在の最寄開催地で受講し続けて頂くことを原則と致しますが、会員の希望により他地域での事例検討会の出席を常とする場合、これを妨げません。ただし、登録地の頻繁な変更は致しかねます。
4. 路線価図サービス
昭和48年以降の路線価図について報告致します。

- ただし、資料の保管状況により、調べられない場合もあります。
5. 照会事例集の配布
資産税編・法人税編を1年度に1冊ずつ編集し、配布致します。
6. FAX LETTER
月に1～2回程度、FAXにて税務判決の紹介や、判決のポイントを配信致します。
7. 一口解説
税金に関するワンポイントアドバイスを、月に一度郵送致します。
8. 税懇クラブ
会員専用のサイトです。上記サービス (一部を除く) に係る資料の申込みフォームや事例投稿フォームを掲載するほか、過去の事例を検索することができるデータベースを掲載しています。
掲載内容は予告なく変更することがあります。
9. その他
詳細については、会員に配布する「利用ガイド」の記載事項に準じます。

第5条 (サービスの提供)

サービスは、会員と当社との契約に基づくものであり、会員以外の第三者に利用させたことが発覚した場合は、違約金を請求することがあります。

第6条 (会員情報の管理責任)

1. 会員情報は、当社のプライバシーポリシーに従って管理致します。
当社は、当社が知り得た会員の情報を、サービス提供に不可欠な場合及び法令に基づく場合を除き、第三者に開示しない守秘義務を負います。
2. 会員は、ID及びパスワードなどを、第三者に使用・貸与・譲渡又は開示等を行ってはなりません。ID及びパスワードについて盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社にお知らせ下さい。
3. 前記2の報告前に、会員の過失によりパスワードなどが第三者に漏洩し損害が生じた場合であっても、会員が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。また、ID及びパスワードが第三者に使用された場合、当社はIDに該当する会員が使用したものとみなします。

第7条 (資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても会員としての資格を喪失するものとします。また、喪失時に未払いの会費がある場合は、喪失後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとします。

- (1) 当社から提供した情報を許可なく流用又は改ざんする行為があった場合
- (2) 当社サービスの運営を妨害する行為があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 犯罪にあたる行為があった場合
- (5) 反社会勢力またはこれに準ずる者と当社が合理的に判断した場合
- (6) その他当社が会員として不適当と判断した場合

第8条 (継続及び退会)

1. 当社と会員の契約期間は1年間とします。
2. 契約期間満了月までに当社所定の方法による解約の申出がないときは、本約款の条件でさらに本サービスを1年継続し、以後も同様とします。
3. 契約期間の途中及び第7条違反による退会の場合、会費の返金はしません。

第9条 (著作権)

事例照会等、会員から当社に寄せられた文章等は、当社に到着した時点で全ての著作権は当社に帰属することとします。

第10条 (免責及び損害賠償)

1. 当社サービスにより取得した資料、情報等について、会員は自らの判断と責任によりその利用の採否・方法を決定するものと

し、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合にあっては、当社は一切の責任を負わないものとします。会員が退会により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

2. 会員が本規約及びその他法令等に違反する行為によって、当社に損害を与えた場合には、当社は該当会員に対してその損害賠償を請求できるものとします。
3. 本サービスに関し当社の故意又は重過失により当社が損害賠償責任を負う場合、会員が当社に本サービスの対価として支払った年会費を限度として賠償責任を負うものとします。

第 11 条（準拠法及び裁判管轄について）

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、2019年4月1日から実施致します。

(2019年3月20日一部改訂)